

京都大学清風会館使用規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 } (略)</p> <p>2 } 3 } 4 申し込みの受付は、<u>使用日の3ヶ月前</u>から行う。</p> <p>5</p> <p>(使用変更等)</p> <p>第5条 } (略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第6条 } 2 <u>使用者は、本学の指定する方法により施設使用料を前納</u>しなければならない。</p> <p>3</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第7条 } (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 }</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第10条 会館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>12月29日</u>から翌年1月3日まで</p> <p>(後 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 } 4 申し込みの受付は、<u>使用開始日の2ヶ月前</u>から行う。</p> <p>5</p> <p>(使用変更等)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第6条 } 2 <u>使用者又は会館の使用を申し込みした者(以下「申込者」という。)</u>は、本学の指定する方法により施設使用料を<u>入館時までに現金で納付</u>しなければならない。</p> <p>3</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第7条 } (同 左)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 }</p> <p>2 <u>使用者が前項の損害を賠償しない場合は、申込者が使用者に代わってその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 (同 左)</p> <p>(休館日)</p> <p>第10条 会館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>12月28日</u>から翌年1月3日まで</p> <p>(同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成17年11月1日から施行する。</p>

改正前

別表

宿泊室名	定員	施設使用料
ツイン室 201、301号室	2名	1人で宿泊 1泊につき 4,340円 2人で宿泊 1人1泊につき 3,120円
ツイン室 210、211、310、311号室	2名	1人で宿泊 1泊につき 3,390円 2人で宿泊 1人1泊につき 2,640円
シングル室 202、203、205~208 302、303、305~308号室	1名	1人1泊につき 2,690円

使用料には、消費税が含まれています。

改正後

別表

宿泊室名	定員	施設使用料
ツイン室A	2名	1人で宿泊 1泊につき 4,340円 2人で宿泊 1人1泊につき 3,120円
ツイン室B	2名	1人で宿泊 1泊につき 3,390円 2人で宿泊 1人1泊につき 2,640円
シングル室	1名	1人1泊につき 2,690円

使用料には、消費税が含まれています。